

## 東京学芸大学教員養成機能の充実プロジェクト推進委員会要項

平成24年6月7日

制 定

(設置)

第1条 東京学芸大学に、東京学芸大学教員養成機能の充実プロジェクト推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、文部科学省の特別経費（プロジェクト分）「－高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実－」事業に選定された「情報通信技術活用による創発型教員養成コミュニティの形成と教育の情報化に対応できる資質の高い教員の養成体制の構築」の取組（以下「取組」という。）を推進することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 取組の計画及び実施に関すること。
- (2) 取組の実施報告に関すること。
- (3) 特任教員、専門研究員の候補者の推薦に関すること。
- (4) その他取組の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長 3名
- (2) 教育実践研究支援センター長
- (3) 附属学校運営参事 1名
- (4) 教育実習委員会副委員長
- (5) 教育実践研究支援センターに所属する教員 2名
- (6) 部長 2名（学務部長、教育研究支援部長）
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第4条第6号に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第8条 委員会に、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームの委員は、委員長が委嘱する。
- 3 プロジェクトチームに座長を置き、第4条の委員のうちから委員長が指名する。
- 4 座長は、プロジェクトチームの業務を総括する。
- 5 前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの設置その他プロジェクトチームに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部学務課が処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成24年6月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、取組の終了をもって、その効力を失う。

附 則

この要項は、平成25年3月22日から施行する。